

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に対する交通事業者支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化の様相を見せる中においても運行の継続を求められている県内交通事業者に対し、車両等の感染症拡大防止対策や、車両内の密度を上げないよう配慮した安定的な運行にかかる費用を支援することにより、厳しい経営状況にある県内交通事業者の安全対策や利用者の安心確保を図る。

加えて、利用回帰に向けた取組にかかる費用を支援することにより、利用者を確保し、安定的な運行体制につなげる。

○感染症拡大防止対策・実証運行にかかる費用への支援 (三重県交通事業者感染症対策費用等補助金)

【概要】

<感染症拡大防止対策>

車両等における抗菌・抗ウイルス・換気対策や駅等の衛生対策など、感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用を支援

<安定的な運行>

感染症の影響による輸送人員減少に見合った大幅な減便等は行わずに、必要な感染症対策を講じた上での、従前相当の輸送力維持や増便等の実施にかかる費用を支援

【対象事業者】

- ・ 県内地域鉄道運行事業者
- ・ 県内乗合バス運行事業者
- ・ 県内航路事業者
- ・ 県内タクシー事業者（感染症拡大防止対策が対象）

【補助額】

<感染症拡大防止対策>

感染症拡大防止にかかる経費の1/4を補助

<安定的な運行>

実証運行にかかる経費の1/2を補助

○利用回帰に向けた取組にかかる費用への支援 (三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金)

【概要】

利用回帰に向けた取組にかかる費用を支援

【対象事業者】

- ・ 県内地域鉄道運行事業者
- ・ 県内乗合バス運行事業者
- ・ 県内航路事業者
- ・ 県内タクシー事業者

【補助額】

次の対象経費の1/2を補助（1事業者あたり上限300万円）

<割引・ポイント上乗せ等>

- ・ 割引企画の実施にかかる割引部分に相当する経費
- ・ ICポイントカード等へのポイント上乗せの実施にかかる上乗せ部分に相当する経費

<PR等>

- ・ 利用回帰策としてのPR・企画の実施における発信や啓発物品作成などにかかる経費

※既存のシステムの維持管理等に要する経費、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費とはしない。